

議第 89 号

京都市教職員の給与、勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

京都市教職員の給与、勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 7 年 7 月 31 日提出

京都市長 松 井 孝 治

京都市教職員の給与、勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例

京都市教職員の給与、勤務時間等に関する条例の一部を次のように改正する。

目次中「第 4 節 育児休業及び育児短時間勤務（第 45 条・第 46 条）」を

「第 4 節 育児休業等（第 45 条・第 46 条）」

に改める。

第 4 節の 2 仕事と育児又は介護との両立に資する措置（第 46 条の 2）」

第 42 条前段中「休日」の右に「等」を加える。

第 3 章第 4 節の節名を次のように改める。

第 4 節 育児休業等

第 45 条の見出しを削り、同条前段中「教職員の育児休業」の右に「等」を加える。

第 46 条の見出しを削る。

第 3 章第 4 節の次に次の 1 節を加える。

第 4 節の 2 仕事と育児又は介護との両立に資する措置

第 46 条の 2 教職員の仕事と育児又は介護との両立に資する措置については、勤務時間条例第 12 条から第 14 条までの規定を準用する。この場合において、勤務時間条例第 12 条第 1 項各号列記以外の部分及び第 3 号中「京都市職員の育児休業等に関する条例」とあるのは「京都市教職員の給与、勤務時間等に関する条例第 45 条において準用する京都市職員の育児休業等に関する条例」と、同項第 1 号及び第 3 号、同条第 2 項（第 2 号を除く。）、第 13 条第 1 項並びに第 14 条第 3 号中「人事委員会規則で定める」とあるのは「教育委員会が定める」と読み替えるものとする。

附則中第 31 項を第 32 項とし、第 30 項を第 31 項とし、第 29 項の前の見出しを削り、同項を第 30 項とし、同項の前に見出しとして「（関係条例の廃止に伴う経過措置）」を付し、第 28 項を第 29 項とし、第 24 項から第 27 項までを 1 項ずつ繰り下げ、第 23 項の前の見出しを削り、同項を第 24 項とし、同項の前に見出しとして「（関係条例の

一部改正)」を付し、第22項の次に次の1項を加える。

(部分休業に関する特例)

- 23 育児休業法第19条第2項第2号に掲げる範囲内で令和7年10月1日から令和8年3月31日までの間における同条第1項に規定する部分休業の請求をする教職員に対する第45条の規定の適用については、同条前段中「除く。）」とあるのは「除く。」及び京都市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例（令和7年 月 日京都市条例第 号）附則第2項」と、同条後段中「同条例第12条の2第1項」とあるのは「京都市職員の育児休業等に関する条例第12条の2第1項」とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年10月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 任命権者は、この条例の施行の日前においても、この条例による改正後の京都市教職員の給与、勤務時間等に関する条例第46条の2において準用する京都市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例第12条第2項の規定の例により、同項各号に掲げる措置を講じることができる。この場合において、その講じられた措置は、同日以後は、同項の規定により講じられたものとみなす。

提案理由

教職員の仕事と育児又は介護との両立に資する措置を講じなければならないこととする等の必要があるので提案する。